

# **安堵町耐震改修促進計画**

## **(案)**

**令和8（2026）年2月**

**安 堵 町**



## 目 次

第1章 計画の位置づけ・目的等.....	1
1－1 住宅・建築物の耐震化の必要性.....	1
1－2 計画の位置づけ.....	1
1－3 計画の目的と計画期間 .....	2
1－4 耐震化の促進を図る建築物.....	3
第2章 奈良県で想定される地震と被害想定.....	4
2－1 奈良県における被害地震の履歴 .....	4
2－2 想定される地震の規模、被害の状況 .....	4
第3章 既存建築物の耐震化の状況.....	7
3－1 本計画で扱う建築物の定義.....	7
3－2 住宅の耐震化の現状 .....	9
第4章 耐震改修等の目標の設定.....	14
4－1 基本方針.....	14
4－2 各種建築物の耐震化目標 .....	15
第5章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	16
5－1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 .....	16
5－2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 .....	18
5－3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための重点的取組 .....	21
5－4 その他の取組.....	25
第6章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 .....	29
6－1 地震断層帯の確認 .....	29
6－2 耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実.....	30
6－3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 .....	30
6－4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 .....	30
6－5 建築物の建替えの促進 .....	31
6－6 地震保険加入によるメリットの普及・啓発 .....	31
6－7 自主防災組織・自治会等との連携 .....	31
6－8 学校（園）における地震防災教育の推進 .....	31
6－9 新耐震基準建築物に対する周知・啓発 .....	31
第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 .....	32
7－1 所管行政庁との連携 .....	32
7－2 関係団体との協働による推進体制の確立 .....	32



# 第1章 計画の位置づけ・目的等

## 1－1 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では古い建築基準で建てられた建物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築着工されたもの)の倒壊等により、多くの方が亡くなられました。

その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震及び岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月）などの大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

近年においても、平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 30 年 6 月の大坂府北部を震源とする地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震、令和 6（2024）年 1 月の能登半島地震などの大地震が発生し、大きな被害が出ています。

このように、日本ではいつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあり、切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生すると被害は甚大になると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定され、南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）（令和 7 年 9 月 26 日）によると、今後 30 年以内での発生確率は 60～90% 程度以上（すべり量依存 BPT モデル）と非常に高い確率であるとされています。加えて、本県における活断層である奈良盆地東縁断層帯による地震の今後 30 年間での発生確率はほぼ 0～5%（活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2025 年 1 月 1 日での算定））であり、我が国の主な活断層の中では発生確率の高いグループに属しています。活断層地震は南海トラフ地震と異なり数千年単位の間隔で発生するため発生確率が低く評価されていますが、活断層地震の中で発生確率 5% は決して低い値ではなく、安全であるとはいえません。これらの地震が発生した場合には多数の死傷者の発生や甚大な建物被害が起こることを認識し、地震から人的・経済的被害の軽減を図るために住宅・建築物の耐震化を進めることができます。

## 1－2 計画の位置づけ

平成 17 年 9 月、中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標に、国は住宅及び特定建築物(学校、病院、百貨店、事務所など)の現状の耐震化率 75%を平成 27 年までに少なくとも 90%にすべきという目標を掲げました。この目標達成のため、「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導の強化」、「支援措置の拡充」を柱として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という。)が改正され、都道府県は国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下、「国の基本方針」という。)に基づき耐震改修促進計画の策定が義務づけられるとともに、町においても耐震改修促進計画の策定に努めることになりました。

また、その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などを背景に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 5 月に耐震改修促進法が改正（平成 25 年 11 月施行）され、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化や耐震診断結果の公表などの措置を講じるよう規定されました。さらに、平成 30 年の大坂府北部を震源とする地震における

ブロック塀等の倒壊被害を背景に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」が平成 31 年 1 月に施行され、通行障害となる建築物として、一定の長さ及び高さを超える組積造の塀に係る事項が追加されました。

このような背景を踏まえ、奈良県においては、令和 2 年度に「奈良県耐震改修促進計画」が改定され、また、最終年度を迎える令和 7 年度に改定されました。

本町においては、平成 21 年 9 月に「安堵町耐震改修促進計画」を策定（平成 28 年 3 月、令和 3 年 3 月に改定）し、住宅・建築物の耐震化を計画的かつ総合的に推進するため各種施策を行ってきましたが、令和 7 年度に最終年度を迎えることから、県計画の改定を踏まえ、新たな計画として改定するものです。

### 1 – 3 計画の目的と計画期間

本計画は、本町において、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産の保護を図るため、町が県及び建築関係団体等と連携して計画的かつ総合的に既存建築物の耐震化を推進するための基本的な枠組みを定めることを目的とします。

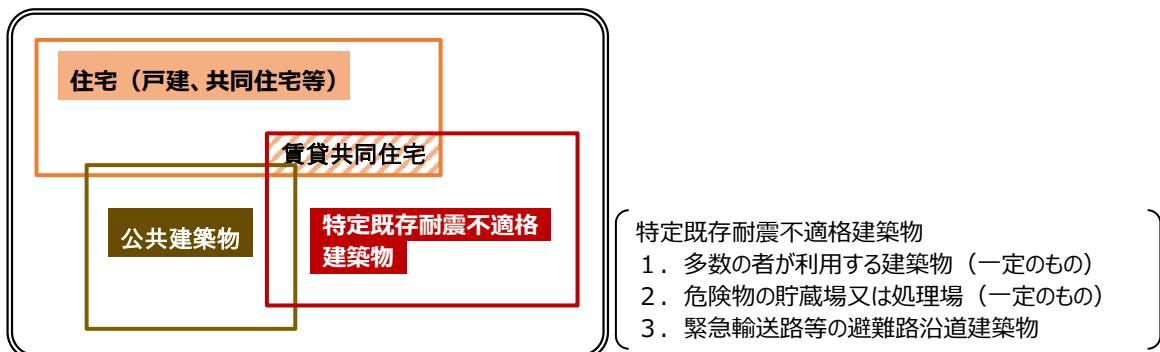
本計画の計画期間は、

**令和 8 年度から令和 17 年度まで** の 10 カ年の計画とします。

## 1 - 4 耐震化の促進を図る建築物

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和 56 年以前に建築された古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の対象を、昭和 56 年 6 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、多数の者が利用する建築物などの特定既存耐震不適格建築物、及び公共建築物とします。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された既存建築物



また、地震時における建築物の総合的な安全対策を図るために、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加え、町内全域の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。

- 居住空間内の安全対策
- エレベーター、エスカレーターの安全対策
- 工作物等の安全対策
- 大規模空間の天井崩落対策
- など

## 第2章 奈良県で想定される地震と被害想定

### 2-1 奈良県における被害地震の履歴

近畿地方に大きな影響を与えた地震は、生駒断層帯や木津川断層帯など内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」に区分されています。

これらのうち、奈良県内・近傍を震源とする地震では、生駒断層帯付近でマグニチュード 6 級の地震が明治以前に数回発生した記録が残されており、昭和 11 年に死傷者 68 名（うち県内 8 名）、家屋全半壊 148 戸の被害を出した河内大和地震が発生しています。

「海溝型地震」では東南海・南海沖で発生した宝永地震や安政の南海地震等の、マグニチュード 8 級の巨大地震により、県内で震度 5 以上の揺れを記録し、家屋や建造物などに被害が発生しています。

### 2-2 想定される地震の規模、被害の状況

#### 1. 奈良県における地震の想定

平成 16 年に発表された第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書によると、以下の大規模地震を想定しています。

※令和 7 年度時点で奈良県地震被害想定の更新はありません。

#### (1) 内陸型地震

内陸型地震は、奈良県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、8 つの起震断層を設定しています。

内陸型地震のうち、①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯、④木津川断層帯については、政府の地震調査委員会から長期評価が公表されており、今後 30 年間での発生確率は、①と②が「ほぼ 0 ~ 5 %」、③「ほぼ 0 ~ 0.1 %」、④「ほぼ 0 %」となっています。

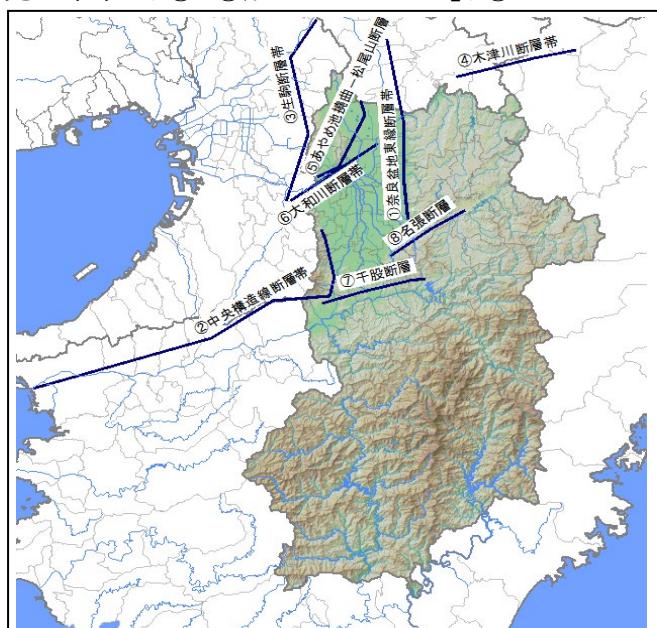


図 8つの内陸型地震の想定震源

<参考>		
○阪神・淡路大震災が発生する直前における 30 年間の発生確率は 0.4~8 %		
○交通事故で 30 年間に死亡する確率は約 0.2%		
○火災で 30 年間に死傷する確率は約 0.2%		
出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書		

表 内陸型地震の想定マグニチュード

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	3.5	7.5
②中央構造線断層帯	7.4	8.0
③生駒断層帯	3.8	7.5
④木津川断層帯	3.1	7.3
⑤あやめ池橿曲-松尾山断層	2.0	7.0
⑥大和川断層帯	2.2	7.1
⑦千股断層	2.2	7.1
⑧名張断層	1.8	6.9

出典：第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書

## (2) 安堵町での被害想定

「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」(平成16年10月)によると、安堵町での被害は、奈良盆地東縁断層や生駒断層、大和川断層などの直下型地震により、全壊1,474戸、半壊656戸、死者69人、負傷者104人、火災発生16件、避難所生活者数2,600人規模の被害が想定されています。

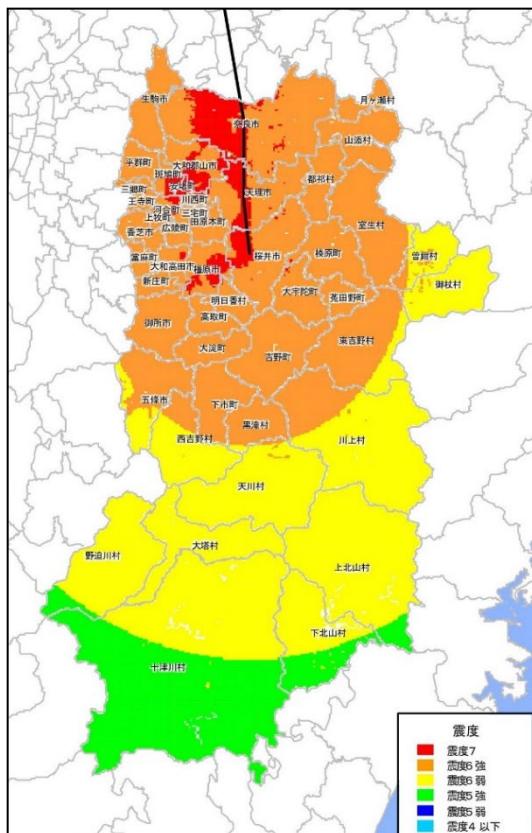
表 奈良県地震被害想定による安堵町の被害想定

想定地震	全壊	半壊	出火	死者	負傷	避難人口1	避難人口2	
内陸型地震	①奈良盆地東縁断層帯	1,474	656	16	69	104	2,443	2,639
	②中央構造線断層帯	1,360	701	14	64	101	2,403	2,630
	③生駒断層帯	1,474	656	16	69	104	2,443	2,639
	④木津川断層帯	516	889	6	26	86	2,296	2,656
	⑤あやめ池撓曲—松尾山断層	1,403	682	15	66	102	2,419	2,635
	⑥大和川断層帯	1,474	656	16	69	104	2,443	2,639
	⑦千股断層	514	887	6	26	86	1,977	2,227
	⑧名張断層	615	891	7	31	78	2,131	2,423
海溝型地震	①東南海・南海地震同時発生	16	13	0	0	5	48	58
	②東南海地震	7	5	0	0	2	21	26
	③南海地震	9	8	0	0	3	27	32
	④東海・東南海地震同時発生	7	5	0	0	2	21	26
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	16	13	0	0	5	48	58

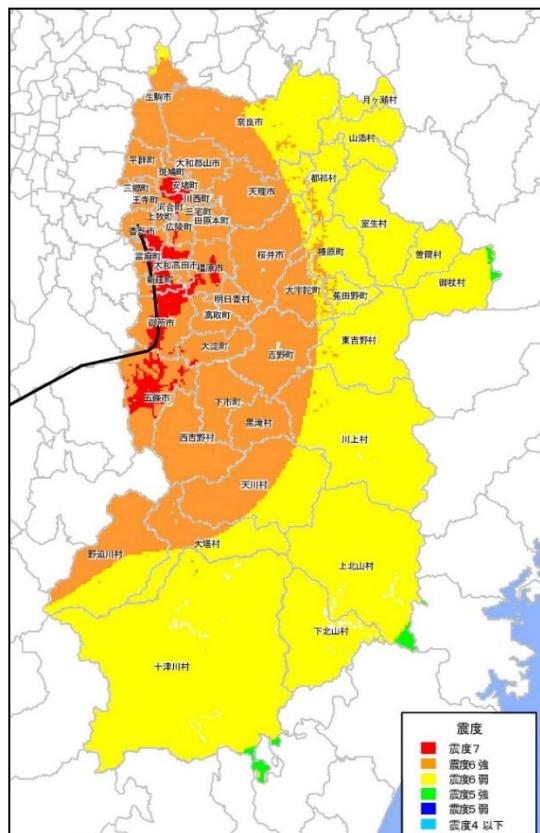
注) 避難人口1とは震災直後より避難所を利用する人口。避難人口2とは地震発生から1週間が経過した時点で避難所を利用している人口。

資料: 第2次奈良県地震被害想定調査報告書

<奈良盆地東縁断層帯(深さ10km)>



<中央構造線断層帯(深さ10km)>



出典: 第2次奈良県地震被害想定調査報告書(平成16年10月)

図 地震分布図

## 2. 南海トラフ巨大地震の被害想定

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所で、過去1,400年間を見ると、約90～270年の間隔で大地震が発生しています。近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たり、その後約80年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。地震発生確率値のランクは、最も高い「Ⅲランク」となっています。

仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性があるとされています。

「中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による、「南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について」（令和7年3月）では、奈良県で被害が最大となるケースにおいて、全壊・焼失が約44,000棟、死者が約1,600人と想定されています。

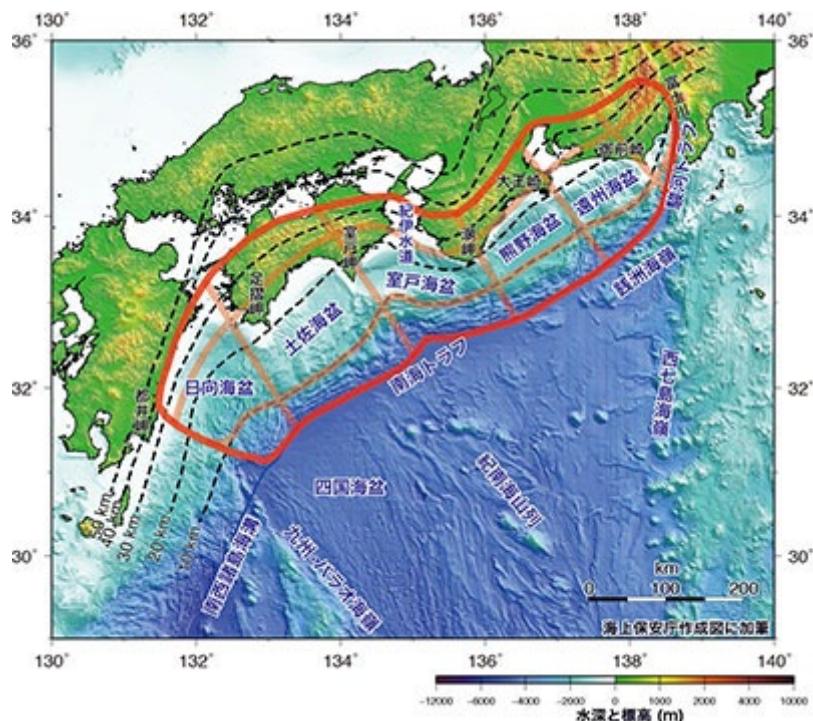


図 南海トラフの評価対象領域

出典：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）について」  
(地震調査研究推進本部地震調査委員会)

表 南海トラフ地震の今後30年内の発生確率（2025/1/1時点）

計算方法	用いたデータ	ランク
すべり量依存BPTモデル	・隆起量データ ・地震発生履歴	Ⅲランク (60%～90%程度以上)
BPTモデル	・地震発生履歴	Ⅲランク (20%～50%)

出典：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）について」  
(地震調査研究推進本部地震調査委員会)

## 第3章 既存建築物の耐震化の状況

### 3-1 本計画で扱う建築物の定義

平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、法改正前の「特定建築物」は、その用途・規模に応じ耐震診断を義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」と「特定既存耐震不適格建築物」に分けられたほか、本計画で指定することにより、耐震診断の義務化の対象となる「要安全確認計画記載建築物」が創設されました。その他、本計画で扱う建築物の定義は次のとおりです。

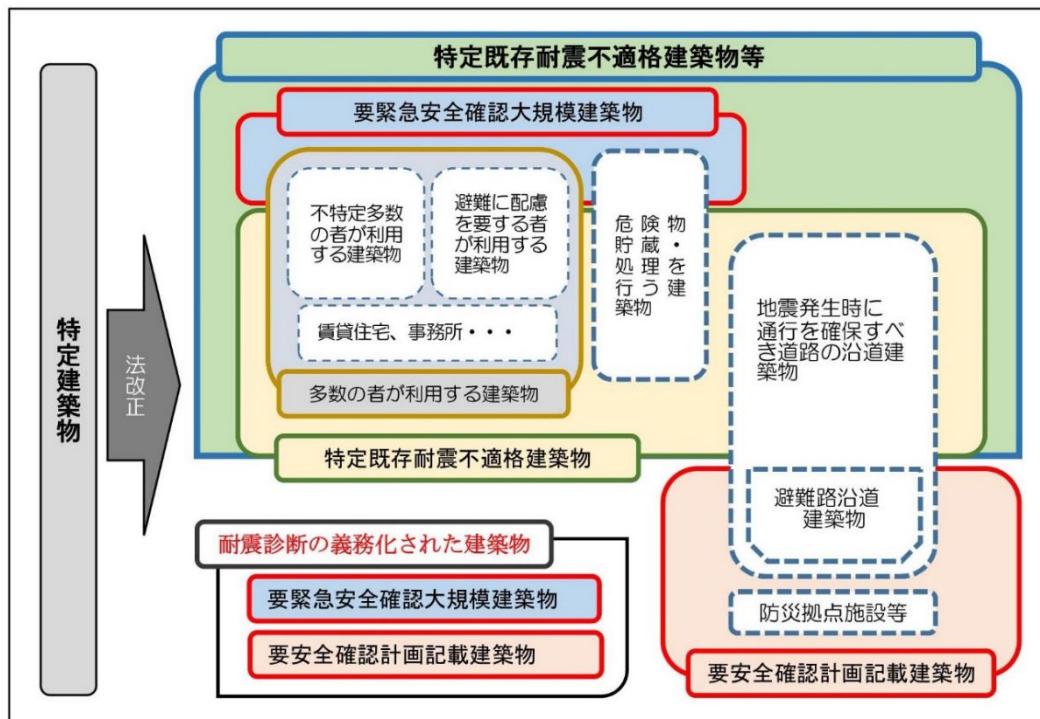


図 建築物定義の構成

#### 1. 要緊急安全確認大規模建築物と特定既存耐震不適格建築物

平成25年の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で「特定建築物」であったものが、その用途・規模により細分化され、一部の用途で大規模なものが「要緊急安全確認大規模建築物（附則第3条）」、それ以外のものが「特定既存耐震不適格建築物（法第14条第1号、2号、3号）」と定められました。

※安堵町においては、「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物は存在しません。

#### 2. 要安全確認計画記載建築物（法第7条第1号、第2号、第3号）

大地震時の通行の確保のため、都道府県または市町村が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになりました。沿道建築物の対象には、平成31年1月1日施行の改正政令により、建物に附属するブロック塀等が追加されました。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物として都道府県が指定したもの（防災拠点施設等）についても、耐震診断を義務付けることができるようになりました。これらを総称し「要安全確認計画記載建築物」と定められました。

※安堵町においては、「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物は存在しません。

### 3. 多数の者が利用する建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、一部の用途については「多数の者が利用する建築物」とされており、国の基本方針でもこの用語が用いられています。（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）

本計画では、国の基本方針及び「奈良県耐震改修促進計画」に基づき「多数の者が利用する建築物」の耐震化率についての目標値を定めます。

### 4. 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路には、県や市町村が沿道建築物を耐震診断義務付けの対象として指定する道路と、耐震診断・改修の努力義務の対象として指定する道路があります。

奈良県では、平成 29 年 6 月に「奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画」の見直しが行われ、第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路が指定されています。本町内では、第 1 次緊急輸送道路が 1 路線、第 2 次緊急輸送道路が 1 路線、それぞれ指定されており、これら路線の沿道建築物について調査を実施しました。

※安堵町においては、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、町が指定する道路はありません。

また、地震発生時に通行を確保すべき道路として、その沿道建築物を耐震診断・改修の努力義務の対象とする道路について、本町では「安堵町地域防災計画」と「安堵町耐震促進計画」に指定する道路はありません。（法第 6 条第 3 項第 2 号）

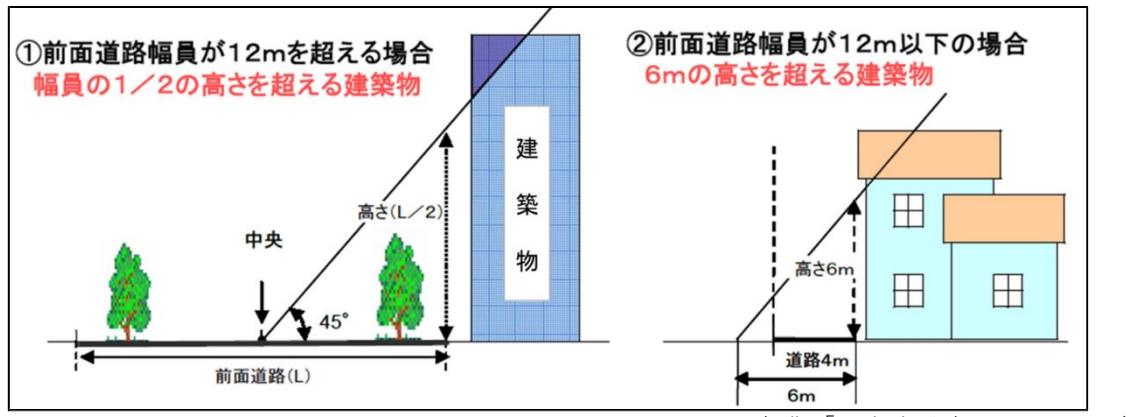


図 道路をふさぐおそれがある住宅建築物

### 5. 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県計画で指定する建築物で「防災拠点施設等」と称されます。

※安堵町においては、該当建築物はありません。

### 3 – 2 住宅の耐震化の現状

#### 1. 住宅の耐震化率

令和 7 年の家屋台帳によると、本町の住宅総棟数は 2,936 棟となっています。このうち、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅が 1,163 棟（39.6%）あり、そのうち戸建て住宅は 1,153 棟（39.3%）あります。

また、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅で「耐震性を有している住宅」の割合は国の推計方法や奈良県の耐震化率等をもとに推計し、戸建て住宅は約 47.1%、共同住宅は 100%としています。

以上をもとに令和 7 年現在の「住宅の耐震化率」を推計すると、耐震性があるとみられる住宅は、戸建て住宅で 2,269 棟、共同住宅で 57 棟、合計 2,326 棟となり、耐震化率は 79.2%となります。

表 住宅の耐震化の現状（令和 2 年現在）

( )内数値は住宅総数に対する比率

住宅総数 2,936 棟	旧耐震住宅 (S56.5 以前) 1,163 棟 (39.6%)	戸建て 住宅 (39.3%)	耐震性なし(52.9%)	610 棟	耐震化率
			耐震性あり(47.1%)	543 棟	
		共同 住宅 (0.4%)	耐震性なし( 0%)	0 棟	
			耐震性あり(100%)	10 棟	
	新耐震住宅 (S56.6 以降) 1,773 棟 (60.4%)	戸建て 住宅 (58.8%)	耐震性あり(100%)	1,726 棟	耐震化率 耐震性あり計 2,326 棟 [79.2%]
			耐震性あり(100%)	47 棟	

注) 1.本町の家屋課税台帳をもとに推計

2.昭和 56 年建築の住宅は、1~5 月（5 ヶ月）と 7~12 月（7 ヶ月）の月数で按分

3.住宅には、専用住宅一般用、専用住宅農家用、住宅一般用、住宅、農家住宅、併用住宅

一般用、併用住宅農家用、共同住宅、アパートを計上

4.延床面積が 10 m<sup>2</sup>未満の建物は除く

## 2. 公的補助を活用した耐震診断等の実績

本町における公的補助を活用した木造住宅の耐震診断・耐震改修、ブロック塀等撤去の実績は、次のとおりです。

表 木造住宅の耐震診断・耐震改修、ブロック塀等撤去の実績

(単位：戸)

年次	耐震診断	耐震改修	ブロック塀等撤去
平成 25 年	1 件	0 件	－
平成 26 年	2 件	0 件	－
平成 27 年	0 件	1 件	－
平成 28 年	0 件	1 件	－
平成 29 年	0 件	0 件	－
平成 30 年	2 件	0 件	－
令和元年	0 件	0 件	0 件
令和 2 年	1 件	0 件	1 件
令和 3 年	1 件	0 件	1 件
令和 4 年	1 件	0 件	0 件
令和 5 年	2 件	0 件	1 件
令和 6 年	3 件	0 件	0 件
計	13 件	2 件	3 件

### 3. 多数の者が利用する民間建築物等の耐震化状況

町としては、現在の実態を把握し、県の事業への指導を行います。

**表 多数の者が利用する建築物等一覧**

法 第 14 条	用途	規模要件
第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
第 2 号	一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	すべて
第 3 号	耐震改修促進計画（県、市）記載の避難路沿道の建築物であって、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの	前面道路幅員の 1/2 超の建築物（道路幅員が 12m 以下の場合 6 m 超）

(1) 多数の者が利用する民間建築物（1号）の耐震化状況

多数の者が利用する民間建築物は22棟あり、そのうち昭和56年5月以前の建築物は2棟で、耐震化率は約91%と推計されます。

(2) 危険物を取り扱う特定建築物（2号）の耐震化状況

本町においては、危険物を取り扱う特定建築物は、特にありません。

(3) 緊急輸送道路沿道の建築物（3号）の耐震化状況

奈良県緊急輸送道路ネットワーク図（平成30年4月）に記載されている緊急輸送道路沿道で、地震時に道路閉塞の可能性のある建築物は2棟ありますが、昭和56年5月以前の建築物はありません。

表 多数の者が利用する建築物等（民間）の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物の種類		耐震化の現状	全棟数 $A=B+C$	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震性を満たす D	耐震化されている建 築物 $E=B+D$	現状の耐 震化率 $F=E/A$
1号	防災上重要な建築物 (病院、学校、社会福祉施設等)	2	2	0	0	0	2	100.0%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	0	0	0	0	0	0	-
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	20	18	2	0	0	18	90.0%
	計	22	20	2	0	0	20	90.9%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用 途に供する建築物	0	0	0	0	0	0	-
3号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円 滑な避難を困難とする建築物	2	2	0	0	0	2	100.0%
合 計		24	22	2	0	0	22	91.7%

#### 4. 公共建築物の耐震化状況

本町において、公共建築物で多数の者が利用する公共建築物は下表のとおりであり、現在すべて耐震化されています。

表 公共建築物の耐震化の状況

用途	建築物名	建築年		耐震診断		耐震改修	構造	地上階数	延面積
			(耐震対応年)	診断	結果				
劇場・観覧場	トーク安堵カルチャーセンター	S62	S56 以降				R C	3	3,153 m <sup>2</sup>
学校	安堵小学校	S42	S55 以前	実施	改修要	済	S	2	627 m <sup>2</sup>
学校	安堵小学校	S50	S55 以前	実施	改修要	済	S	2	407 m <sup>2</sup>
学校	安堵小学校	S58	S56 以降				S	3	3,006 m <sup>2</sup>
学校	安堵小学校	S58	S56 以降				S	3	1,208 m <sup>2</sup>
学校	安堵小学校	H 7	S56 以降				R C	1	910 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	S52	S55 以前	実施	改修要	済	R C	3	2,177 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	S52	S55 以前	実施	改修要	済	R C	3	769 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	S52	S55 以前	実施	改修要	済	R C	3	1,182 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	S54	S55 以前	実施	不要		R C	2	905 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	S60	S56 以降				R C	1	200 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	H12	S56 以降				R C	2	790 m <sup>2</sup>
学校	安堵中学校	H12	S56 以降				R C	1	39 m <sup>2</sup>
認定こども園	安堵こども園	S56	S56 以降				R C	2	754 m <sup>2</sup>
認定こども園	安堵こども園	H9	S56 以降				R C	2	563 m <sup>2</sup>
公営住宅	公営住宅	S53	S55 以前				R C	3	1,073 m <sup>2</sup>
公営住宅	公営住宅	S54	S55 以前				R C	3	1,150 m <sup>2</sup>
公営住宅	公営住宅	S54	S55 以前				R C	4	1,522 m <sup>2</sup>
公営住宅	公営住宅	S55	S55 以前				R C	4	1,522 m <sup>2</sup>
庁舎	庁舎	H 5	S56 以降				R C	5	4,240 m <sup>2</sup>
体育館	中央公園体育館	H14	S56 以降				R C	2	2,154 m <sup>2</sup>
福祉施設	福祉保健センター	H 6	S56 以降				R C	3	2,898 m <sup>2</sup>
総合施設	総合センターびひき	H14	S56 以降				S R C	2	2,084 m <sup>2</sup>

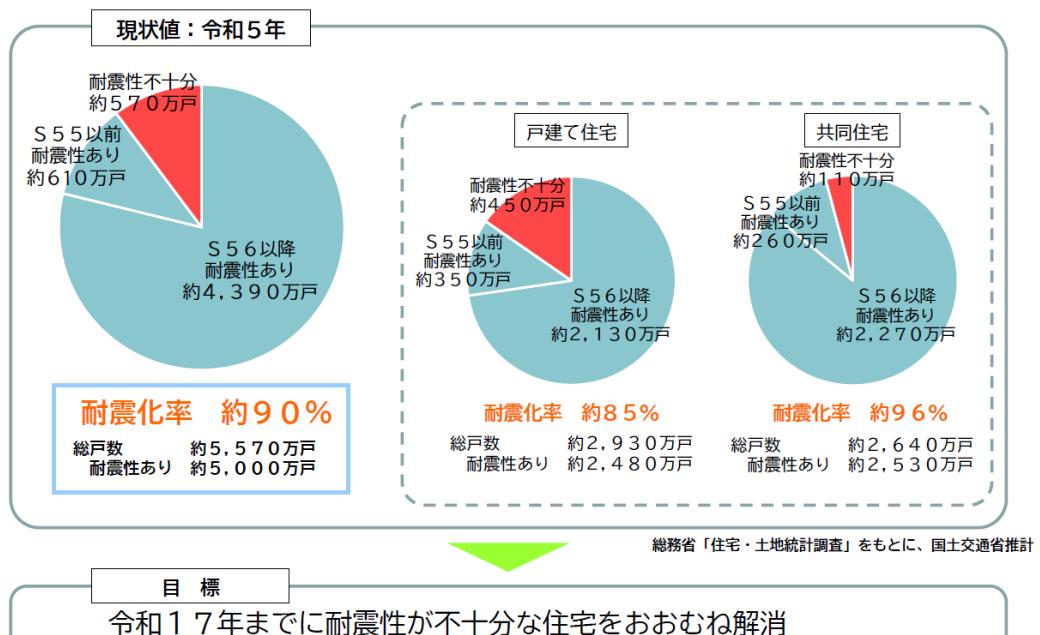
## 第4章 耐震改修等の目標の設定

### 4-1 基本方針

国は、住宅の耐震化について、令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として掲げています。また、不特定多数の者等が利用する大規模建築物等については、令和12年までにおおむね解消することを目標として掲げています。

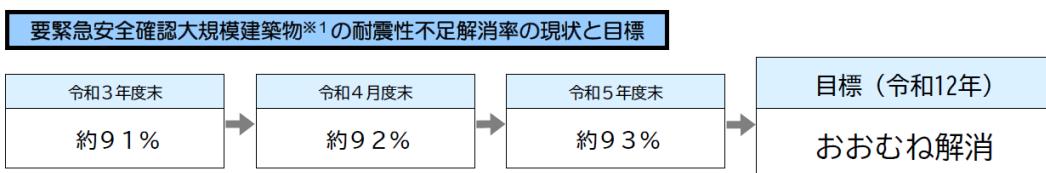
国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針では、耐震化に関する基本的な考え方として、所有者等が自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが必要であり、国及び地方公共団体は、これをできる限り支援する観点から環境整備を中心に施策を強力に推進すべきとしています。

#### ○国による住宅の耐震化の目標



出典：国交省 HP\_住宅・建築物の耐震化の現状と目標

#### ○国による不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（病院、店舗、旅館、学校等）の目標



※1 不特定多数の者等が利用する大規模建築物等：病院、店舗、旅館、学校等

出典：国交省 HP\_住宅・建築物の耐震化の現状と目標

また、奈良県では、奈良県耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改定）において、

【住宅の耐震化の目標】	令和 17 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標】	令和 12 年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消
【要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標】	令和 17 年までに耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物をおおむね解消
【県有建築物の耐震化の目標】	解消に向けて取り組みを継続

と設定しています。

## 4 – 2 各種建築物の耐震化目標

### 1. 住宅

住宅の耐震化の現状、これまでの本町の取り組み、県の耐震改修促進計画の目標、国の方針を踏まえ、地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産の保護を図るために、住宅の耐震化の目標を次のように設定します。

〔住宅の耐震化の目標〕  
令和 17 年度までに耐震性が不十分な住宅を  
おおむね解消

### 2. 多数の者が利用する民間建築物

地震による死者数及び経済被害額を半減させるためには、民間建築物のうち、大きな被害をもたらすおそれのある特定既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組む必要があります。

民間の病院・学校等の公共的な建築物は、防災対策上重要な拠点であることから、耐震化の促進に向け、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、積極的に指導・助言します。

〔多数の者が利用する民間建築物の耐震化の目標〕  
令和 12 年度までに耐震性が不十分なものを  
おおむね解消

### 3. 公共建築物の耐震化の現状・目標

本町が所有する公共建築物の耐震化の現状は、100%を達成しています。

## 第5章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 5-1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

#### 1. 住宅・建築物の所有者等と県・市町村の役割

##### (1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として捉え、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るために、耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守ること」を基本とします。

##### (2) 県の役割

県は、「県民の生命・財産を守ること」を基本とし、地震時における建物被害及び人的被害を減少させるため、耐震改修促進法の規定に基づき、県全域における住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

そのため、県内市町村及び建築関係団体等と連携を図るとともに、積極的な近隣府県との意見交換や研究機関との情報交換を行い、多様な視点から効果的な普及啓発や補助事業等の施策を検討・実施します。

##### (3) 町の役割

本町は、「住民の生命・財産を守ること」を基本とし、本町が定める耐震改修促進計画に基づき、耐震改修や建て替え等による耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。

##### (4) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、住宅・建築物の所有者が気軽に相談等できる体制の構築に協力し、耐震診断、耐震改修や建て替え等による耐震化の促進に寄与することを基本とします。

#### 2. 奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用等

本町は、建築物の総合的な地震対策の推進を図るために、民間建築物の所有者等が会員である団体、市町村、所管行政庁及び建築関係団体等との相互の連絡調整、協議を通じて、既存建築物の耐震診断・耐震改修が円滑に行われるよう、「奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会」の活動を通して、住宅・建築物の所有者等に対し耐震性の向上を積極的に働きかけます。

協議会の協議事項は次のとおりです。

- ①奈良県耐震改修促進計画の推進に関すること
- ②既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための連絡調整に関すること
- ③建築物の耐震診断・耐震改修に関する情報の収集に関すること
- ④民間建築物の所有者、管理者又は団体等への耐震診断・耐震改修に関する技術・助成制度等の情報提供に関すること
- ⑤その他、目的を達成するために必要な業務に関すること

### **3．耐震化を図る施策の基本方針**

本町の耐震化の現状や特性を踏まえて、効率的かつ効果的な取り組みを実施していきます。

官民参画の奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会、建築物の耐震化促進に係る市町村連絡会議等を活用し主体的な取組みと連携を推進します。

### **4．耐震診断・耐震改修に対する助成、情報提供に関する方針**

住宅・建築物の耐震化を促進するため、引き続き国庫補助制度を活用し耐震診断・耐震改修への助成を実施します。

耐震診断を行った所有者に対して、すみやかに耐震改修工事を実施してもらうため、県と連携し、耐震診断結果報告時に改修実施に向けたアドバイスや改修補助制度の情報提供を行います。

耐震診断・耐震改修費用への助成、住宅ローン減税・耐震改修費の一部に係る所得税控除等の減税に関する制度を普及するため、様々なメディアを通じて情報提供に努めます。

## 5 – 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### 1. 安心して耐震改修を行うことができるようするための環境整備

#### (1) 相談体制の整備

県内の建築関係団体では、住宅無料相談室を開設しており、耐震性に優れた住宅の新築・改修等を始め、省エネ住宅や高齢者対応住宅等、住宅全般に関する相談を受け付けています。

また、耐震診断技術者の紹介や耐震診断・改修計画に関する公的評価を行っています。耐震改修を行わない理由として、耐震改修に係る手間や手続きが面倒なことが挙げられます。ワンストップ相談窓口の設置等による各種相談や手続きの一本化などを進め、住宅・建築物所有者にとって、わかりやすく、面倒を掛けない仕組みづくりに努めます。

#### (2) 耐震診断技術者の育成・登録

奈良県では住宅の耐震診断を早急に普及促進するため、市町村が住宅所有者等からの申し込みを受け耐震診断を実施する技術者を派遣する事業を支援する「奈良県既存木造住宅耐震診断支援事業」を実施しています。

本町では、今後も同事業を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者の育成と診断技術の維持・向上に努めます。

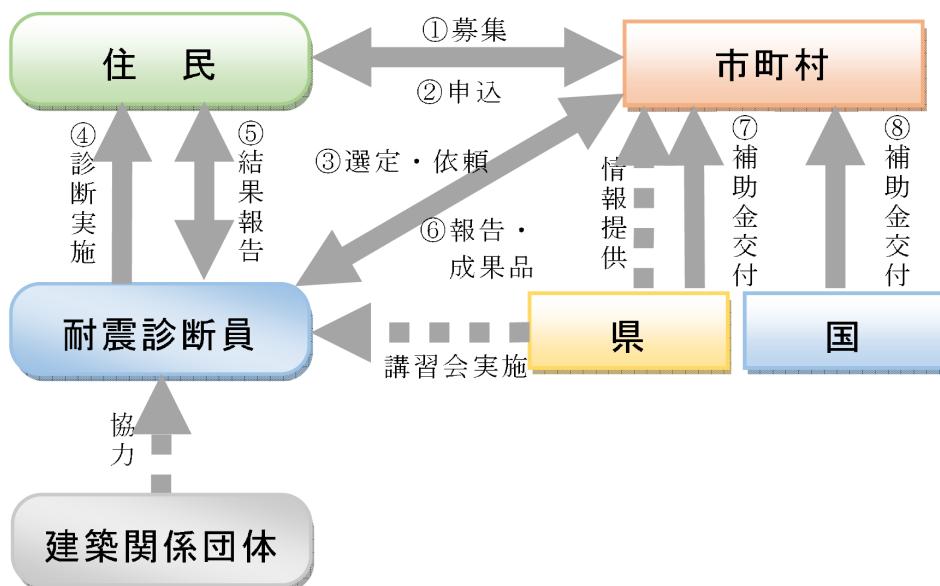
## 2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

住宅・建築物耐震改修等事業等による耐震診断及び耐震改修に関する補助制度、国の耐震改修促進税制・住宅ローン減税、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度等を活用し、住宅・建築物の耐震化を促進します。

さらに、木造住宅耐震改修費補助制度を活用し、木造住宅の耐震化を促進します。

表 耐震診断支援事業

事業名	既存木造住宅耐震診断支援事業
内容	古い木造住宅の所有者からの申請を受けて、耐震診断員を派遣する場合に、その経費を助成する。
事業主体	安堵町
対象	・昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅 ・延べ床面積が 250 m <sup>2</sup> 以下のもの ・地階を除く階数が 2 以下のもの
助成金額	事業対象建築物 1 件当たり、50,000 円（所有者の負担 0 円）



**表 既存木造住宅耐震改修補助事業**

事業名	既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業
内容	耐震診断の次のステップとして、住民が行う既存木造住宅の耐震工事に要する費用の一部を補助する。
事業主体	安堵町
対象	・耐震診断を受けた住宅 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したものに限る。)
補助対象経費	・耐震改修工事に要した費用 (一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。)
補助金額	・耐震改修工事に 23% を乗じて得た額（補助額が 20 万円に満たない場合は 20 万円） ・最高限度額は 50 万円
その他	耐震診断結果の構造評点 1.0 未満と診断された住宅を 1.0 以上とする耐震改修工事、または、構造評点 0.7 未満と診断された住宅を 0.7 以上とする耐震改修工事

**表 住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置**

事業名	住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置
要件	・昭和 57 年 1 月 1 日以前から存する住宅であること。 ・平成 18 年 1 月 1 日以降の現行耐震基準に適合させるよう一定の改修工事が行われたものであること。 ・改修工事にかかった費用が 50 万円以上であること。（※ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前の改修工事契約であれば、自己負担額が 30 万円以上。）
減額される額	<住宅の床面積が 120 平方メートル以下の場合> ・改修家屋の税額の 2 分の 1 を減額 <住宅の床面積が 120 平方メートルを超える場合> ・改修家屋について、120 平方メートルに相当する部分の税額の 2 分の 1 を減額
減額の期間	・改修工事が完了した年の翌年度のみ

## 5 – 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための重点的取組

### 1. 住宅の耐震化施策

#### (1) 昭和 56 年 5 月以前に開発された住宅団地への集中的な啓発

昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準の住宅が多い住宅団地において、耐震改修やリフォーム、建替えの促進による安全安心なまちづくりに関する情報提供、啓発活動を集中的に行っていきます。

#### (2) 高齢者世帯への啓発及び知識の普及

旧耐震基準の住宅所有者の多くを占める高齢者や高齢者のみ世帯への啓発が耐震化促進を図る上で重要であることがわかっていることから、高齢者世帯への支援を充実する次の施策の実施に向けた検討を進めます。

##### ①高齢者への周知活動

高齢者の防災及び地震被害の備えに対する意識の向上を図る啓発活動により高齢者の防災意識を向上させるとともに、既存の補助事業、税制優遇などの周知を行うことにより、住宅の耐震化促進を目指します。

##### ②バリアフリー改修・介護保険制度の住宅改修の機会に併せた耐震改修の P R

高齢者が居住する住宅等で、バリアフリー改修等を実施する機会に併せて耐震改修を促進していくことを目指します。

##### ③高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）制度の普及・啓発

高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース 60」を活用した耐震改修融資が創設されています。この制度は、高齢者等の利用者に対し無利子または低利子で改修費用を融資する制度であり、県と協力して、当該制度の普及・啓発を図り、高齢者の耐震改修への意欲の向上を図ります。

表 住宅金融支援機構「リ・バース 60」の概要

制度名	住宅金融支援機構「リ・バース 60」
概要	満 60 歳以上の人向けの住宅ローンで、返済が利息のみで月々の返済負担が小さい商品。
利子補給対象	【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関に申込みを行い、地方公共団体から本制度の利用対象証明書の交付を受けた方に対する耐震リフォーム融資が対象。
融資額上限	担保評価額（住宅および土地）の 50%または 60%。 融資額が 1,000 万円以下の融資について、利子補給を行う。
利子補給金利上限	利子補給の対象となる借入金利は、3.3%が上限 (令和 7 年度に利用する場合)
利子補給方法	原則として、70 歳から利用者の負担が発生しないよう、住宅金融支援機構が利用者に代わって、金融機関に対し利息の全額または一部を支払う。
利子補給期間	契約者全員が亡くなった時まで（融資終期前に繰上返済などにより完済した場合は完済時まで）
注意事項	本制度を利用する場合は、地方公共団体から受けられる耐震改修補助金が減額される。

### (3) 確実な普及啓発

耐震化のための普及啓発は、所有者に直接的に耐震化を促す取組が効果を上げていることから、耐震診断を実施した住宅の所有者や昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の所有者への個別訪問やダイレクトメールなどの取組を実施します。

## 2. 多数の者が利用する民間建築物の耐震化促進

多数の者が利用する民間建築物は、地震発生時に大きな被害をもたらすおそれがあることから、所有者に耐震化の重要性を理解してもらうためダイレクトメールや戸別訪問などによる直接的な普及啓発を行います。

## 3. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化施策

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化状況

要緊急安全確認大規模建築物については、本町内にはありません。

### (2) 耐震改修促進法による指導等の実施

要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断の報告の結果を耐震改修促進法附則第 3 条の規定により、所管行政庁に報告しなければなりません。その結果を受け、県等の所管行政庁は、その結果を耐震改修促進法第 9 条の規定により公表しています。

県等の所管行政庁は、耐震改修未実施の建築物に対して耐震改修促進法第 12 条第 1 号に基づく指導・助言を行います。

また、県は、大規模な地震に対する安全性が明らかでない防災拠点建築物について耐震診断を義務付けるため、令和 4 年 10 月に耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づく指定を行い、耐震診断の結果については、報告を受けた県等の所管行政庁が耐震改修促進法第 9 条の規定により公表しています。

## 4. 避難所・防災拠点施設の耐震化促進

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策の活動拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要となります。そのため、耐震改修未実施の施設については、早期に耐震性の確保に努めます。

## 5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

地震発生時に、緊急車両や相当多数の者の避難などの通行を確保すべき道路においては、その道路の沿道建築物が地震によって倒壊し、当該道路を閉塞することの無いよう耐震化の促進を図る必要があります。

県では、当該道路の沿道にある通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられる道路として、奈良県地域防災計画に定められた第1次及び第2次緊急輸送道路を指定し、当該建築物の耐震化を促進しています。

町では、県と連携し、当該建築物の所有者に対してダイレクトメールや戸別訪問など直接的な方法で耐震化の重要性を周知し、指導・助言を行うことで耐震化を促進します。

表 緊急輸送道路の指定の考え方

機能区分	指定の考え方
第1次緊急輸送道路	①県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など） ②県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号など） ③京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号など） ④災害拠点病院にアクセスする道路（枚方大和郡山線など）
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

出典：奈良県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し（令和7年3月）

表 安堵町内の緊急輸送道路

区分	路線名	管理者名
第1次緊急輸送道路	西名阪自動車道	NEXCO 西日本高速道路株式会社関西支社
第2次緊急輸送道路	一般県道天理斑鳩線	奈良県

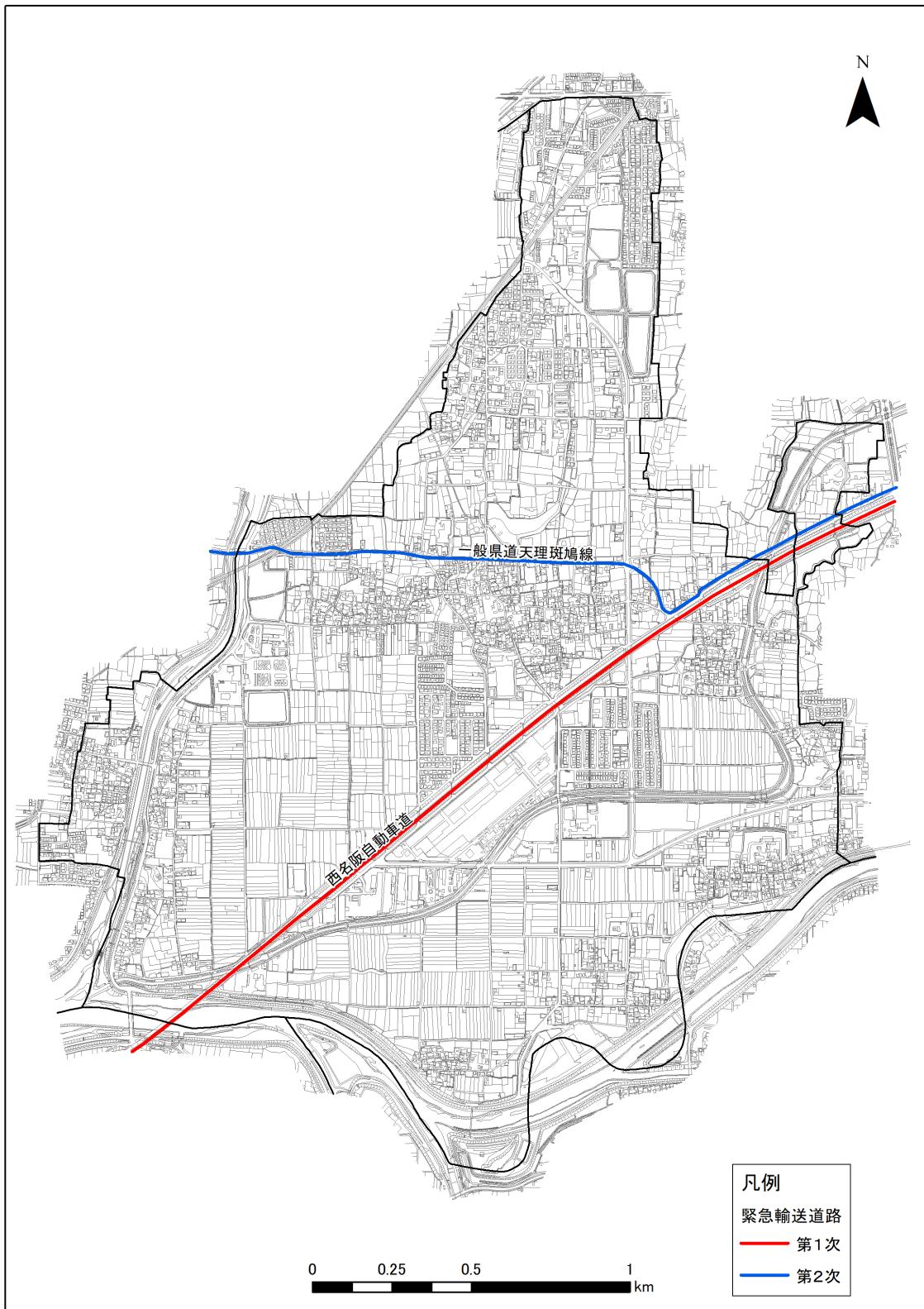


図 緊急輸送道路網図（安堵町内）

## 5 – 4 その他の取組

### 1. 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### (1) 居住空間内の安全確保

地震時における家具・食器棚・冷蔵庫等の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動等の支障となります。

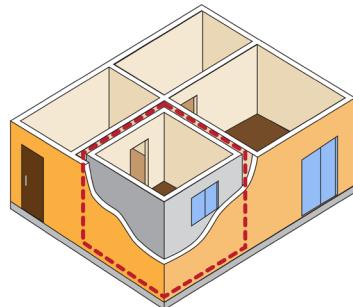
このため、家具等の転倒防止対策やガラス等の飛散防止対策等に関するパンフレット等により、居住空間内の安全確保に関する知識の普及・啓発に努めます。

また、住宅の耐震改修が困難な住宅所有者に対して、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を啓発します。

##### ●室内の安全対策



<家具転倒防止対策>



<耐震シェルター>

#### (2) エレベーターの耐震対策・閉じこめ防止とエスカレーターの耐震対策

平成 17 年千葉県北西部を震源とする地震（最大震度 5 強）をはじめ、大規模地震とされる平成 23 年東日本大震災（最大震度 7）、平成 28 年熊本地震（最大震度 7）及び平成 30 年大阪府北部地震（最大震度 6 弱）にて、エレベーターの運転休止や閉じ込め被害が多数発生しました。

このため、平成 18 年には「エレベーターの地震防災対策の推進について」を取りまとめ、平成 21 年 9 月 28 日施行の建築基準法施行令等の改正（安全装置の設置等）及び平成 26 年 4 月施行の建築基準法施行令等の改正（脱落防止対策等）が行われてきました。

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を軽減させる安全装置を設置していない既設エレベーターについては、県と連携して、定期報告制度を活用し所有者または管理者に安全装置の設置を促すよう周知を図ります。

また、地震の揺れによる部品の脱落等により運転休止とならないようエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策等の耐震対策の必要性について、定期報告制度等を活用して周知を図ります。

町民に対しては、パンフレット等により、地震時のエレベーターの操作方法や閉じ込められた場合の対処方法等、エスカレーターの災害時のリスクや適切な対応方法等について周知を図ります。

### (3) 工作物等の安全対策

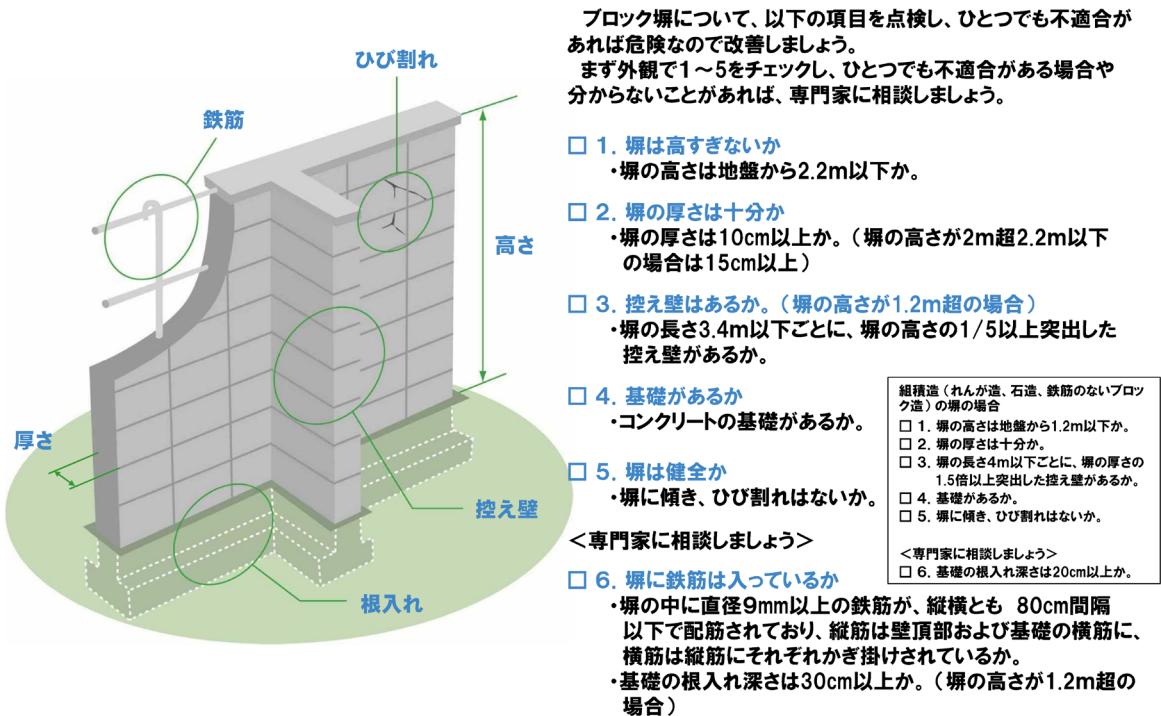
昭和 53 年の宮城県沖地震では、ブロック塀等の下敷きとなって多くの犠牲者がいました。近年では、平成 30 年大阪府北部地震で耐震対策が不十分なブロック塀の倒壊による複数の死傷者が発生し、その危険性が再認識されました。

ブロック塀や擁壁等の倒壊は、死傷者の出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救急・救命・消火活動等にも支障が生じる可能性があります。

そのため、耐震性が不十分なブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、既存塀の改修も含め、本町は県や建築関係団体と連携して、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努めます。

さらに、看板等の倒壊・落下の危険性及び点検方法や補強方法等の安全対策についてパンフレット等により普及・啓発に努めるとともに、県と連携して、定期報告制度や定期に行う防災査察等を通じて、工作物やブロック塀等の安全対策の周知を図ります。

#### ●ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省ホームページ）



また、通学路や避難路（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路）の沿道では、ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀等の撤去工事補助金交付事業を活用し、重点的に改善を促進します。

**表 民間ブロック塀等の撤去を促進するための補助事業**

事業名	ブロック塀等の撤去工事補助金交付事業
内容	地震時の児童・生徒をはじめとする通行人の安全確保及び迅速な避難のための経路の確保を促進するため、ブロック塀等の撤去の促進を目的として費用の一部を補助する。
事業主体	安堵町
対象	1.道路等に面する、高さ 60cm 以上のもの 2.点検表による点検結果で不適合があるもの。 3.建築基準法第 42 条に規定する道路、または一般の通行の用に供している道で、町が避難のため必要と認める道
補助対象工事	補助対象工事に係る撤去費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費
補助金額	ブロック塀等の撤去工事費の 2 分の 1 以内で上限 10 万円を補助

#### (4) 大規模空間の天井崩落対策

平成 15 年 9 月 26 日に発生した十勝沖地震において空港ターミナルビル等の天井が崩落する被害が生じたことを受けて、「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について(技術的助言)」が国から出されています。

また、東日本大震災では、学校の屋内運動場等の天井材落下など、非構造部材の被害が多数発生しています。これを受けて建築基準法施行令が一部改定され、新しい技術基準が平成 26 年 4 月 1 日に施行されています。（平成 28 年 6 月 1 日最終改正）

## 2. 密集市街地における防災対策

阪神淡路大震災では、密集市街地において建物倒壊などにより発生した火災が次々と老朽木造住宅に燃え移り、市街地大火となる等大きな被害が発生しました。この教訓を踏まえ、建築物の耐震化・不燃化と合わせて、面的な地震防災対策が必要です。

本町では、密集市街地の特性に配慮しつつ建築物の耐震化と防災機能の向上を図るために面的な地震防災対策を関係機関と連携を図りながら推進します。

## 3. 文化財建造物等の対応

文化財建造物等は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用しがたい状況にあります。

このため、平成 8 年 1 月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成 11 年 4 月、文化庁において策定された「重要文化財(建造物)耐震診断指針(平成 24 年 6 月改正)」に則し、建造物の耐震性能の確保に努めます。

また、災害時における文化財の被害低減を図るため、関係機関などが連携して、耐震対策の啓発活動による所有者の意識向上や、防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進します。

#### **4. 景観への配慮**

耐震改修の実施に際し、国土交通省住宅局による「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン(平成 17 年 3 月)」の趣旨を踏まえ、景観形成上より良い住宅・建築物とするよう働きかけます。

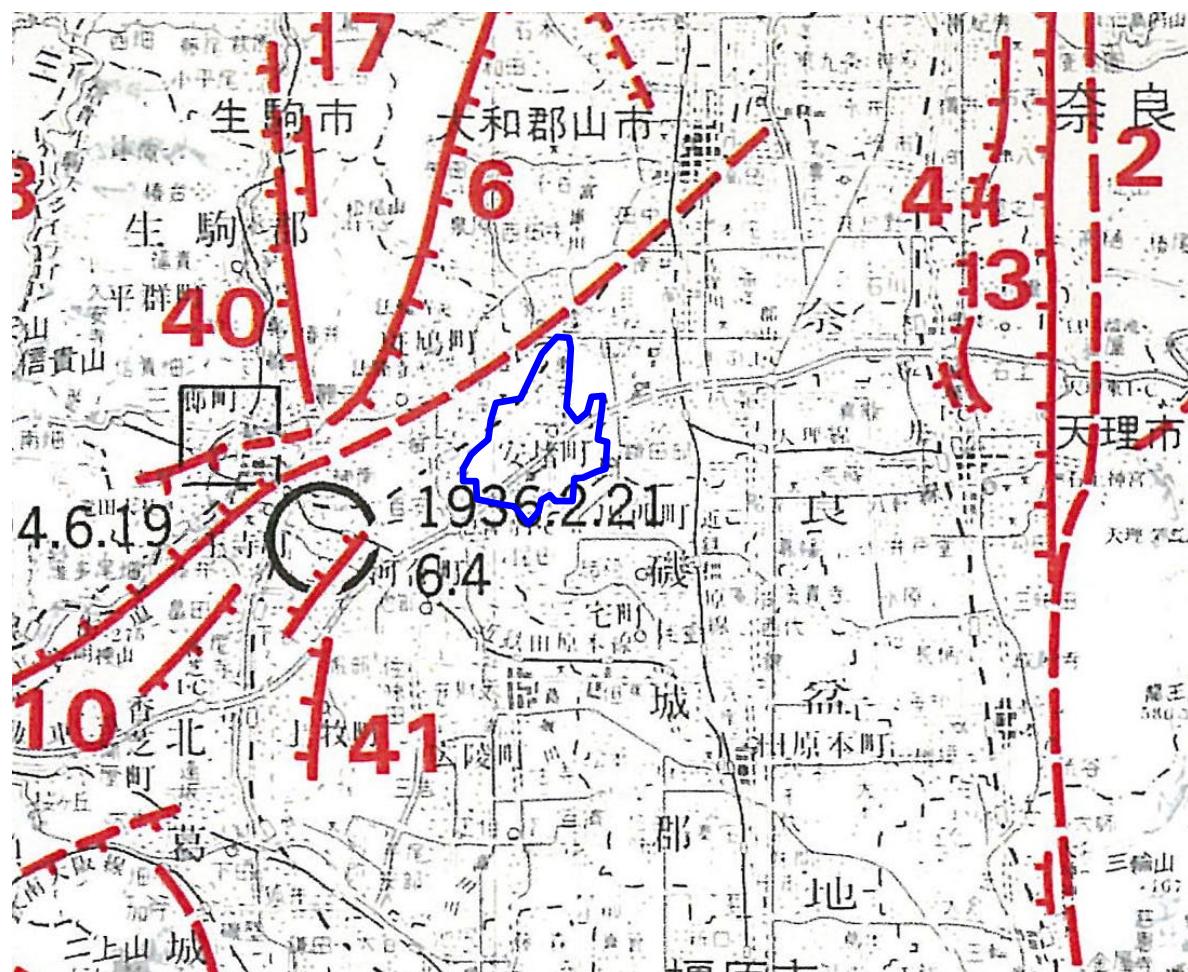
#### **5. 他機関との連携・協同**

町内の建築関係団体等との協同の他、県及び近隣市町とも意見交換を積極的に行うとともに、多様な視点からのより効果的な施策及び促進策を検討するよう努めます。

## 第6章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 6-1 地震断層帯の確認

本町のまわりに存在する地震断層帯の現状は、下図のとおりです。



番号	断層名
2	高樋断層
3	三百断層
4	天理撓曲
6	松野山断層
7	矢田断層
10	大和川断層帯
40	平郡断層
41	上牧

<凡例>	
-----	活断層の疑のある リニアメント (確実度III)
-----	活断層であること が確実なもの
-----	活断層であると推 定されるもの

出典：<新編>日本の活断層（活断層研究会、東京大学出版会）

図 安堵町周辺の断層帯位置図

## **6－2 耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実**

本町が実施している耐震診断・耐震改修に関する助成制度や、住宅金融支援機構等の低利融資制度、及び耐震改修に関する税制の優遇措置等についての情報提供を行います。

また、町民が安心して耐震工事を行えるよう、建築関係団体と連携し、情報提供に努めます。

今後は、県、建築関係団体と連携し、耐震診断を実施した所有者に対して、戸別訪問やダイレクトメールなどにより耐震改修に向けたアドバイスや改修補助制度の情報提供、意識調査を実施するなど、アフターフォローの強化を図っていきます。

## **6－3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催**

### **1. パンフレットの作成・配布**

県では、「わが家の耐震診断ガイドブック」、「誰でもできる わが家の耐震診断」、「木造住宅耐震改修事例の紹介」、「伝統的な木造住宅 耐震診断・改修の手引き」等の耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを作成・配布するなど、建築物の耐震化等に関する啓発及び知識の普及に努めています。

本町においても、県と連携し、これらのパンフレットを積極的に配布するなど、建築物の耐震化等に関する情報提供を図り、啓発及び知識の普及に努めます。

### **2. セミナー・講習会の開催**

県では、専門家による耐震セミナーや県政出前トークを活用して、住宅・建築物の耐震化知識の普及啓発に努めています。

本町では、「住宅向け耐震診断普及促進講演会（奈良県、建築物の耐震化促進に係る市町村連絡会議）」を実施するなど、木造住宅の耐震性向上に向けた町民への普及啓発を行ってきています。これらの実績を踏まえ、より一層の耐震化を促進するため、引き続きセミナー・講習会の本町への誘致を図ります。

## **6－4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導**

住宅・建築物の耐震化促進のためにリフォームと一体となった耐震改修について、住宅相談窓口において啓発を積極的に行います。

その上で、建築関係団体・リフォーム事業者等と連携し、リフォームやバリアフリー改修、介護保険制度の住宅改修、省エネ改修とあわせた耐震改修の実施に誘導することで、さらなる耐震化の促進を図ります。

また、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るため、国土交通省の制度である「住宅リフォーム事業者団体登録制度」（（一社）住宅リフォーム推進協議会）の周知を図ります。

## **6－5 建築物の建替えの促進**

建築物の耐震化促進においては、耐震改修と併せて、耐震性のない建築物を建替え・更新して地震災害に強いまちづくりを進めていくことも効果的です。

これまでの耐震診断や耐震改修に関する取組を促進するとともに、個別の建築物の建替えを促進する仕組みづくりをはじめ、密集市街地での市街地再開発事業や空き家対策、昭和 50 年代以前に開発整備された住宅地での集中的な周知啓発活動の実施など、地域の状況に応じた建築物の建替えの促進に努めます。

## **6－6 地震保険加入によるメリットの普及・啓発**

地震により建築物が倒壊や損壊した場合に補償が得られる地震保険に加入することは、住宅再建の一助となります。

本町は、住宅等の所有者が耐震診断・耐震改修を実施することにより、地震保険加入に際して有利になること、また住宅の建替えも加入の対象となること等について普及・啓発を行うことで耐震化の促進に努めます。

## **6－7 自主防災組織・自治会等との連携**

地震防災対策は、自らの問題であるとともに、地域の問題として捉え活動することで地域全体としての減災効果が期待できます。

安堵町地域防災計画では、地域住民や事業所等における自主防災組織の育成・強化を進めることを掲げています。これらの組織や自治会等が住宅・建築物の耐震化のための取り組みを主体的に行うための支援が必要です。

本町は、地域単位の防災力向上を図るため、自主防災組織や自治会等に対して耐震診断・耐震改修等の啓発・普及に努めます。

## **6－8 学校（園）における地震防災教育の推進**

子どもたちを取り巻く様々な環境を安全に整える体制づくりはもとより、子どもたちを自立した社会人に育てるために、災害から自らの生命を守る意識や行動力を身に付け、助け合いやボランティア精神などの共生の心を育成します。

## **6－9 新耐震基準建築物に対する周知・啓発**

平成 28 年に発生した熊本地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成 12 年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が見られました。これを受け、（一財）日本建築防災協会において、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅を対象として効率的に耐震性能を検証する、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」が取りまとめされました。

新耐震木造住宅検証法は、「所有者等による検証」と「専門家による効率的な検証」の二段階で構成されており、本検証法の周知を図り、耐震化に対する意識の啓発に努めます。

## **第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

### **7－1 所管行政庁との連携**

本町では、国が定めた「基本的な方針」を踏まえるとともに、県が策定した「奈良県耐震改修促進計画」との整合に配慮し、本計画を進めます。

また、国・県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、所管行政庁である県と十分に連絡・調整・連携を図りながら、耐震化の支援・指導等を進めています。

### **7－2 関係団体との協働による推進体制の確立**

奈良県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の円滑な推進を図ることを目的として、県、市町村、関係機関及び建築関係団体等が、「奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しています。本町も構成員として参画しており、耐震診断・耐震改修に関する情報収集及び連絡調整等に努め、本計画の着実な実施を推進します。

**参考) 特定既存耐震不適格建築物一覧**

法 第 14 条	用途	指導・助言 対象建築物 (法第 15 条 1 項)	指示対象建築物 (法第 15 条 2 項)	要緊急安全確認大規 模建築物の規模要件 (附則第 3 条)
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）※屋内運動場の面積を含む		階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く）		—	—
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所		階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場		—	—
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		—	—
	事務所		—	—
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場		階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		—	—
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
第 2 号	一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	すべて	500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上（敷地境界線から一定距離いないに存する建築物に限る）
第 3 号	耐震改修促進計画（県、市）記載の避難路沿道の建築物であって、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの	前面道路幅員の 1/2 超の建築物（道路幅員が 12m 以下の場合 6m 超）	前面道路幅員の 1/2 超の建築物（道路幅員が 12m 以下の場合 6m 超）	—

